

人権に関する市民意識調査

令和8年11月
京 都 市

調査へのご協力をお願い

京都市では、「やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都」を目指して、様々な取組を進めています。

この調査は、皆さんが、日頃感じておられることをお聞かせいただき、今後の人権施策に役立てるために行うもので、市内にお住まいの18歳以上の方の中から、無作為に3,000人を選びました。

この調査の結果は、すべて統計的に処理し、回答の内容が外部に漏れることや、この調査以外に使用されることはありません。率直なお考えをお聞かせください。

なお、設問中には、関係者や当事者の方がご覧になった場合に、心情を害されるおそれのある表現などが含まれていることがあります。差別や偏見を解消していくために必要な項目ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

【ご回答方法・ご回答に当たってのお願い】

- ◇ 回答方法は以下の2つです。いずれかの方法で回答をお願いいたします。
- ◇ 宛名のご本人以外の方が回答いただくことや、アプリで複数回、回答いただくことがないように、御注意ください。
- ◇ 調査の結果は、集計後にホームページ等において公表します。

【1 本調査票で回答いただく方法】

- あてはまる選択肢の番号を○で囲んでください。
- ご記入後は、無記名のまま、同封の返信用封筒（切手は必要ありません。）に入れ、**11月15日(日)まで**に郵便ポストにご投函ください。
 - ※「点字版」の調査票が必要な方は下記までご連絡ください。
 - ※「英語版」、「ハングル版」、「中国語版」の調査票が必要な方は下記までご連絡ください。

(For survey sheets in English, please contact us via the phone number, fax number, or e-mail address listed below.)

(한국어판 조사표가 필요한 분께서는 아래의 연락처로 연락해 주십시오.)

(如果您需要中文版的调查表、请通过以下方式联系我们。)

【2 京都市公式アプリで回答いただく方法】

- 京都市公式アプリからも回答いただけます。（アプリから回答された場合は、本調査票の送付は不要です。アプリから回答される方は、二次元コードから、**11月15日(日)まで**に回答をお願いいたします。

二次元
コード

アプリでの
回答はこちら↑

■ 調査に関する問合せ先

京都市 文化市民局 共生社会推進室 人権文化推進担当

TEL : 075-222-3096 FAX : 075-366-0139 E-mail : jinken@city.kyoto.lg.jp

(参考) [ホームページ](#) 「京都市:トップページ」⇒画面上部「暮らしの情報」⇒「人権」
⇒「計画推進」⇒「京都市人権文化推進計画」

「人権」

について

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利のことです。

人権意識と教育・啓発について

問1 人権に関する次のような意見について、各項目でそうだと思うものに○を付けてください。

(○は各項目で1つ)

	そう思う	やや そう思う	どちらとも 言えない	あまりそう 思わない	そう 思わない
(1) 今の社会では、個人の考え方や生き方が大切にされ、人権が尊重されている	1	2	3	4	5
(2) 10年前と比べて市民の人権への関心は高くなってきている	1	2	3	4	5

問2 人権課題として関心があるものに○を付けてください。(○はいくつでも)

- 1 女性に関わる問題
- 2 子どもに関わる問題
- 3 高齢者に関わる問題
- 4 障害のある人に関わる問題
- 5 同和問題
- 6 外国人・外国籍市民に関わる問題
- 7 働く人に関わる問題
- 8 感染症患者等に関わる問題
- 9 ハンセン病患者等に関わる問題
- 10 犯罪被害者等に関わる問題
- 11 刑を終えて出所した人等に関わる問題
- 12 ホームレスに関わる問題
- 13 インターネットによる人権侵害に関わる問題
- 14 LGBTQ（性的少数者）に関わる問題
- 15 ケアラーに関わる問題
- 16 北朝鮮当局による^{うち}拉致被害者に関わる問題
- 17 アイヌの人々に関わる問題
- 18 その他の問題（あれば具体的に記入してください。）

解説

1 女性に関わる問題	DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクハラ（セクシュアルハラスメント）、ストーカー行為、労働における男女間格差、困難な問題を抱える女性課題（生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻）など
2 子どもに関わる問題	いじめ、体罰、児童虐待、児童ポルノの横行など なお、本調査内での「子ども」とは、18歳未満のすべての者を指す
3 高齢者に関わる問題	介護放棄などの高齢者虐待、高齢者を狙った悪徳商法、認知症に対する誤った認識に基づく偏見など
4 障害のある人に関わる問題	家庭や施設等での虐待、乗降口や出入口の段差、資格等の付与の制限、音声案内・点字・手話通訳・要約筆記の欠如、誤った認識に基づく偏見など

5 同和問題	人を「生まれ」や住んでいる地域を理由として差別する行為などで、インターネットでの差別的な書込み、戸籍の不正取得、身元調査など
6 外国人・外国籍市民に関わる問題	ヘイトスピーチ、賃金格差、アパートなどへの入居拒否、誤った認識に基づく偏見や差別的発言など
7 働く人に関わる問題	職場内でのいじめ、「パワハラ（パワーハラスメント）」、「セクハラ」、「マタハラ（マタニティハラスメント）・パタハラ（パタニティハラスメント）・ケアハラ（ケアハラスメント）（※）」など ※ 職場の上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業、介護休業等の利用に関する言動）により就業環境が害されること
8 感染症患者等に関わる問題	診療拒否、採用拒否や不当な就業制限、宿泊拒否、誤った認識に基づく偏見や差別的発言など
9 ハンセン病患者等に関わる問題	ハンセン病（※）患者や家族等への誤った認識に基づく偏見や差別的発言など ※ 「らい菌」に感染することで起こる病気。現代においては感染することも発病することもほぼないが、感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあり、皮膚にさまざまな病的な変化が起こったりする。また治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがあった。
10 犯罪被害者等に関わる問題	犯罪被害者及びその家族等への犯罪による直接的被害（身体的・物的）、二次的被害（精神的被害、経済的被害、インターネットやマスコミによるプライバシーの侵害、名誉棄損（めいよきそん）、過剰な取材による平穏な私生活の侵害など）
11 刑を終えて出所した人等に関わる問題	刑を終えて出所した人及びその家族等への就職や住居の確保における不当な差別的取扱い等
12 ホームレスに関わる問題	診療拒否、宿泊拒否、誤った認識に基づく偏見や差別的発言など
13 インターネットに関わる問題	他人への誹謗（ひぼう）や中傷、差別的な書込み、個人のプライバシーの侵害など
14 LGBTQ（性的少数者）に関わる問題	誤った認識に基づく偏見や差別的発言、本人の了解を得ずにする暴露（アウティング）など
15 ケアラーに関わる問題	ケアに関する偏見、負担や孤独・孤立感など、ケアラー（※）が直面する、ケアに関連する様々な課題 ※ 高齢、身体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする家族や友人、身近な人を無償でケアする人のこと
16 北朝鮮当局による拉致（らち）被害者に関わる問題	北朝鮮当局によって拉致された被害者等への人権侵害など
17 アイヌの人々に関わる問題	民族としての歴史やアイヌ語、独自の伝統、文化等が喪失している問題、アイヌであることを理由とした偏見や差別など

問3 人権問題に関する法律などについて、どの程度、知っていますか。

(○は各項目で1つ)

	どのような内容か 知っている	内容は知らないが言葉 は聞いたことがある	知らなかった
(1) 世界人権宣言	1	2	3
(2) ハンセン病問題基本法	1	2	3
(3) 障害者差別解消法	1	2	3
(4) ヘイトスピーチ解消法	1	2	3
(5) 部落差別解消推進法	1	2	3
(6) こども基本法	1	2	3
(7) LGBT 理解増進法	1	2	3
(8) 認知症基本法	1	2	3
(9) 困難な問題を抱える女性 への支援に関する法律	1	2	3

解 説

世界人権宣言	1948（昭和23）年12月10日、第3回国際連合（国連）総会で採択。「全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準」として、「全ての人間は生まれながらにして自由で、平等な尊厳と権利を持っている。」など、基本的人権の尊重の原則を定めたもの。
ハンセン病問題基本法	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成21年4月施行） ハンセン病の患者だった方々等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにすることを目的として施行された法律。ハンセン病の患者だった方々等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を通してハンセン病問題の解決を図ることとしている。
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月施行） 障害のある人が障害のない人と同じようにサービスの提供などを受けることができるよう、行政や民間事業者が、障害を理由に「不当な差別的扱い」をしないこと、そして「社会的障壁」（バリア）を取り除くために「合理的配慮」を行うことを定めた法律。

ヘイトスピーチ解消法	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年6月施行） 「不当な差別的言動は許されない」と宣言し、基本理念として、「私たち国民は不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と定めた法律。
部落差別解消推進法	部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月施行） 「現在もなお部落差別は存在する」こと、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことなどを踏まえ、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」であるとして、部落差別のない社会を実現することを目的とした法律。
こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行された法律。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。
LGBT 理解増進法	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年6月施行） 全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの基本理念に基づいて、性的指向（※1）及びジェンダーアイデンティティ（※2）の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的に施行された法律。国、地方自治体及び事業主等は知識の普及や相談体制の整備等について努めることとされている。 ※1 恋愛感情や性的な関心が誰に向いているかを示す言葉 ※2 自分が認識している性別を示す言葉
認知症基本法	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月施行） 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として施行された法律。認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方自治体が一体となって講じていくこととされている。
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、「女性の福祉」「人権の尊重・擁護」「男女平等」という視点に立ち、困難に直面する女性を包括的に支援することを目的として、令和6年4月に施行された法律。 施策の対象者を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）」と規定しており、地方自治体は、支援対象者への包括的かつ継続的な支援や、きめ細やかな支援を行う民間団体との協働に努めることとされている。

問4 人権についての催しや、人権に関する広報への関心についてお尋ねします。

最近5年以内に(2)については在学中に、

人権に関する以下の講演会等に参加・受講したり、広報物等を読んだりしたことはありますか。

当てはまるものに○を付けてください。(○は各項目で1つ)

	受けたこと (読んだこと)がある	受けたこと (読んだこと)がない	わからない・ 覚えていない
(1) 人権に関する講演会 や研修会	1	2	3
(2) 学校での人権教育	1	2	3
(3) 市民しんぶんの 人権に関する記事	1	2	3
(4) 人権総合情報誌 「きょう☆COLOR」	1	2	3
(5) インターネット、SNS (ソーシャル・ネット ワーキング・サービス) (※)での啓発	1	2	3

解 説

※ SNS (ソーシャ ル・ネットワーキ ング・サービス)	人と人との輪をつなげていくことを目的としたコミュニティ型のサービス。 主なSNSとして、フェイスブック (Facebook)、エックス (X:旧ツイ ッター (Twitter))、ライン (LINE)、インスタグラム (Instagram) やユーチューブ (YouTube) などの動画共有サービスなど。
--	---

問5 人権についての理解を深めるため、役立つと思うものに○を付けてください。
(○は3つまで)

- 1 人権に関する講演会や研修会
- 2 学校での人権教育
- 3 市民しんぶん等の広報紙・人権情報誌等での啓発
- 4 テレビやラジオ、新聞記事での啓発
- 5 インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（※）での啓発
- 6 その他（ ）

問6 人権についての理解を深めるために、京都市が実施する取組として必要があると思うものに○を付けてください。(○は3つまで)

- 1 学校や社会において人権教育を充実する
- 2 テレビ、ラジオ、広報紙などを使った啓発活動を行う
- 3 インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を使った啓発活動を行う
- 4 講演会やシンポジウムなどを開催する
- 5 ワークショップ（※）などの参加・体験型事業や人権課題の当事者である人々との交流事業を充実する
- 6 市民グループや民間団体が行う啓発活動への支援を充実する
- 7 その他（ ）

解 説

※ ワークショップ	あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら検討を重ね、共同で何かを学んだり創り出したりする参加・体験型の研修会
--------------	---

日常の場面での人権意識について

問7 結婚相手を考える際に、気になること(なったこと)はどのようなことですか。

(1) あなた自身の結婚の場合、(2) お子さんの結婚の場合に分け、気になる項目に○を付けてください。

(それぞれ〇はいくつでも)

(1) あなた自身の結婚の場合

- 1 人柄や性格、価値観
- 2 学歴
- 3 職業
- 4 国籍・民族
- 5 相手やその家族に障害があるかどうか
- 6 ひとり親家庭かどうか
- 7 同和地区出身者かどうか
- 8 その他（具体的に）（ ）

(2) お子さんの結婚の場合

(お子さんがいらっしゃる方も、いると想定してお答えください)

- 1 人柄や性格、価値観
- 2 学歴
- 3 職業
- 4 国籍・民族
- 5 相手やその家族に障害があるかどうか
- 6 ひとり親家庭かどうか
- 7 同和地区出身者かどうか
- 8 その他（具体的に）（ ）

問8 家を購入したり、賃貸住宅等を借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、気になる項目に○を付けてください。(○はいくつでも)

- 1 物件の価格や生活の利便性（交通の便、近くに商業施設があるか等）
- 2 部屋の間取り、バリアフリー（※）化
- 3 近くに幼稚園や保育園、小学校をはじめ、教育施設がある
- 4 近くに精神科の病院や障害者施設がある
- 5 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる
- 6 近くに外国人の住民が多く住んでいる
- 7 近くに同和地区がある

解 説

※ バリアフリー	高齢者や障害のある人が社会生活をしていくうえでの障壁(バリア)を除去すること。社会的・制度的及び心理的障壁の除去の意味で使われる。
-------------	---

問9 就職における場面について、そうだと思うものに○を付けてください。(○はいくつでも)

- 1 就職の際に、身元調査が行われることは問題である
- 2 就職の際、女性に対して、結婚・出産予定の有無を聞くことは、会社の人事業務の一環であっても問題である
- 3 外国人は文化や生活習慣の違いから日本社会に不慣れで、日本人と同様の能力が発揮できないという理由から、外国人が日本人より低い待遇を受けることは、問題である
- 4 企業は、障害のある人を積極的に雇用するべきである
- 5 企業も人権の尊重（自社の社員だけでなく、取引先や委託先で働く人たちの人権への配慮）、環境の保全などの社会的責任を負うべきである

問 10 学校における場面について、そうだと思うものに○を付けてください。

(○はいくつでも)

- 1 学校での集団生活の規律の保持と児童生徒の自立の促進のために、校則により、児童生徒の頭髪について規定することは必要だ
- 2 指導のためであっても、教員の児童生徒への体罰は問題である
- 3 児童生徒の生活習慣の確立や、健全育成を促すため、教員が保護者に、家庭での教育などについて指導・助言することが必要な場合もある
- 4 障害のある児童生徒・障害のない児童生徒が共に学べる場がある方がよい
- 5 学校はいじめの兆候をいち早く把握し、いじめの未然防止等に努める必要があり、軽微ないじめも見逃さず、解決しなければならない

問 11 家庭での生活場面について、各項目でそうだと思うものに○を付けてください。

(○は各項目で1つ)

	問題だ と思う	問題とは思 わない	わからない
(1) 女性が家事、育児を受け持ち、男性が妻子を養う、という役割分担	1	2	3
(2) 恋人や配偶者の行動を束縛することや本人の了解なく携帯電話をチェックすること	1	2	3
(3) 子どものしつけや教育のために、保護者が子どもを叩くこと	1	2	3
(4) 子どもの進路を、本人の希望より保護者の意見を優先して決めること	1	2	3
(5) 認知症等により、行方不明になるおそれのある高齢者を、介護者が近くにいない場合に、身体拘束などの行動制限をして家から出られなくすること	1	2	3
(6) 家族のケアは家族が担う、という考え	1	2	3

問 12 職場における場面について、各項目でそうだと思うものに○を付けてください。
(○は各項目で1つ)

	問題だと思 う	問題とは思 わない	わからない
(1) 女性であることを理由に、仕事の内容が制限されること	1	2	3
(2) コミュニケーションのために、上司が部下に対してプライベートなことを聞くこと	1	2	3
(3) 障害があることを理由に、仕事の内容が制限されること	1	2	3
(4) 性的指向(※1)やジェンダーアイデンティティ(性自認)(※2)を理由に社員・職員が不利益な取扱いを受けること	1	2	3
(5) 育児や介護、ワーク・ライフ・バランス(※3)の実現のための休暇を取得しにくいこと	1	2	3

解 説

※1 性的指向	恋愛感情や性的な関心が誰に向いているかを示す言葉
※2 ジェンダーアイ デンティティ (性自認)	自分が認識している性別を示す言葉
※3 ワーク・ライ フ・バランス	やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方の選択・実現を目指す考え方

問 13 社会での生活場面について、各項目でそうだと思うものに○を付けてください。
(○は各項目で1つ)

	問題だと思 う	問題とは思 わない	わからない
(1) 事業者がHIV(※1)陽性者やハンセン病(※2)回復者などに対して、店や施設の利用など、サービスの提供を拒否すること	1	2	3
(2) 事業者が、外国人に対して、店や施設の利用など、サービスの提供を拒否すること	1	2	3
(3) 知人が同和地区出身者であるということを知り、付き合いを避けること	1	2	3
(4) 文化や生活習慣の違いを理由に、外国人の賃貸住宅等への入居を拒否すること	1	2	3
(5) ホームレスであることを理由に、賃貸住宅等で入居を拒否することや、施設などでのサービスや診療を拒否すること	1	2	3
(6) 高齢であることを理由に、賃貸住宅等で入居を拒否すること	1	2	3

解 説

※1 HIV	HIVとは「ヒト免疫不全ウイルス」のことで、感染し体内でHIVが増殖するとエイズ(後天性免疫不全症候群)を発症する。感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染の3つに限られ、感染力が弱いため、日常生活において感染することはない。しかし、誤った認識による差別・偏見により施設への入居拒否や就業拒否などの問題がある。
※2 ハンセン病	「らい菌」に感染することで起こる病気。現代においては感染することも発病することもほぼないが、感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあり、皮膚にさまざまな病的な変化が起こったりする。また治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがあった。

現代社会における新たな問題について

問 14 インターネット等に関する問題について、そうだと思うものに○を付けてください。
(○は3つまで)

- 1 インターネット上での差別的な表現などは、それが誰に対する表現なのかを特定できない程度であっても、問題である
- 2 重大な犯罪を行った未成年者の実名や顔写真をインターネット上で公開することは問題である
- 3 インターネット上での個人への誹謗中傷などに対しては、罰則を強化する必要がある
- 4 インターネットによる人権侵害を受けた人に対する相談体制を充実する必要がある
- 5 様々な重要な判断を、AI（※）にゆだねることに抵抗を感じる

解 説

※ AI	人工知能（Artificial Intelligence）の略称。人間の思考プロセスと同じような形で動作するコンピュータープログラム、コンピューター上で知的判断を下せるシステム等。「予測」、「提案」、「決定」にとどまらず、画像、文章等を生成する「生成 AI」も普及しつつある。
---------	--

問 15 障害のある人に関する問題や考え方について、各項目でそうだと思うものに○を付けてください。
（○は各項目で1つ）

	問題だと思う	問題とは思わない	わからない
(1) 障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること	1	2	3
(2) 障害のある人から支援の意思表示があっても、特別の理由なく「社会的障壁」（バリア）を取り除くための配慮をしないこと	1	2	3
(3) 障害のある人一人一人への配慮ではなく、多くの障害のある人に共通する「社会的障壁」（バリア）を取り除くための配慮を優先すること	1	2	3

解 説

障害者差別解消法には以下のことが定められています。

不当な差別的取扱い	障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること。 行政機関や事業者は、その事務や事業を行うにあたり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることで障害者の権利利益を侵害してはならないとされている。 【例】 ・「障害がある」という理由だけでイベント等の参加を断る ・盲導犬の同伴を理由に飲食店への入店を断る ・障害のある人に対してのみ、支援者の付添いを対応の条件とする
合理的配慮	様々な場面で、障害のある人から何らかの意思表示があった場合に、建設的な対話を通じて「社会的障壁」（バリア）を取り除くために必要となる配慮 2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から、合理的配慮の提供は、行政機関等に加えて、民間事業者に対しても義務化された。 【例】 ・目の不自由な人に書類を渡すときに、内容を読み上げる又は大きな文字にする。 ・耳の不自由な人の対応の際に、手話や筆談で応じる。 ・知的障害のある人への説明の際に、分かりやすい言葉を選ぶ。
社会的障壁	障害のある人にとって、日常生活又は社会生活を送るうえで支障となるもので、利用しにくい施設や制度、障害のある人の存在を意識しない習慣、障害に対する偏見など。 なお、障害の種類、程度等により、また、同じ種類でも、その人の特性や事情によって、一人一人障壁となることは異なる。

問 16 LGBTQ(性的少数者)に関して、現在、どのような問題が起きていると思いますか。 当てはまるものに○を付けてください。
(○は3つまで)

- 1 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
- 2 就職・職場で不利な扱いを受けること
- 3 差別的な言動をされること
- 4 アパート等への入居を拒否されること
- 5 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
- 6 金融機関や医療機関における手続きでパートナーとの関係が証明できないこと
- 7 その他(具体的に：)
- 8 特にない
- 9 わからない

解 説

LGBTQ (性的少数者)	以下の頭文字を組み合わせた言葉で、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つ L レズビアン(Lesbian)・・・自分を女性と自認し、女性を好きになる人 G ゲイ(Gay)・・・自分を男性と自認し、男性を好きになる人 B バイセクシュアル(Bisexual)・・・女性を好きになることもあれば、男性を好きになることもある人 T トランスジェンダー(Transgender)・・・出生届に記載された性別とは異なる性自認を持つ人 Q クィア(Queer)・・・LGBTを含む、性的少数者を広く表現する言葉 又は クエスチョニング(Questioning)・・・性自認や性的指向について、迷っている人・決まっていない人・あえて決めていない人 性的少数者には、LGBTQの方以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人など、様々な人がいる。
--------------------------	--

問 17 「京都市パートナーシップ宣誓制度」についてお尋ねします。(○は各項目で1つ)

(1) 「京都市パートナーシップ宣誓制度」について、どの程度、知っていますか。

- 1 どのような内容か知っている
- 2 内容は知らないが言葉は聞いたことがある
- 3 知らなかった

解 説

京都市 パートナーシップ 宣誓制度	双方又はいずれか一方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを、市長に宣誓し、市長が受領証等を交付する制度。令和2年9月に制度開始。
-------------------------	---

(2) 「京都市パートナーシップ宣誓制度」について、そうだと思うものに○を付けてください。

- 1 必要と思う
- 2 必要と思わない
- 3 どちらとも言えない

人権侵害と相談・救済について

問 18 この5年間(令和3年から現在まで)で、自分の人権が侵害されたと思われたことはありますか。(○は 1 つ)

- 1 ある ⇒ 問19-1、19-2へ、その後、問20へ
- 2 ない ⇒ 問20へ

問 19-1 問 18 で「1.ある」と回答された方にお伺いします。
それはどのような内容でしたか。(○はいくつでも)

- 1 DV (ドメスティック・バイオレンス)
- 2 学校などにおける体罰、いじめなど
- 3 職場などにおけるいじめ、パワハラやセクハラなど
- 4 病院、施設(高齢者福祉施設、障害者福祉施設等)などにおける虐待
- 5 性別による差別的な扱いや言動
- 6 性的指向、ジェンダーアイデンティティ(性自認)による差別的な扱いや言動
- 7 国籍・民族による差別的な扱いや言動
- 8 出身地による差別的な扱いや言動
- 9 障害などによる差別的な扱いや言動
- 10 公務員による不当な扱い
- 12 あらぬ噂やかげ口などによる名誉・信用の侵害
- 13 プライバシーの侵害
- 11 ストーカー
- 14 その他(具体的に：)

問 19-2 問 18 で「1. ある」と回答された方にお伺いします。

その時だれに相談されましたか。また、相談された方(「11」、「12」以外を選択した方)は、最も役に立ったと思われるものは何でしたか。
(当てはまるものすべてに○、最も役に立ったものは番号を記入)

相談先（当てはまるものすべてに○）	
1 家族や親戚	
2 友人・知人	
3 学校や職場	
4 法務局	
5 人権擁護委員	
6 市役所や区役所	
7 弁護士	
8 警察	
9 専門機関（支援センターや児童相談所など）	
10 NPO など民間団体	
11 相談していない（黙って我慢した）	
12 相談していない（自分で対処した）	
13 その他（具体的に：	）
最も役に立ったもの（番号を1つ記入）	

問 20 次の(1)～(7)の人権を守るための制度などについて、知っていますか。
(○は各項目で1つ)

	知っている	知らない
(1)法務局（※1）による相談や救済措置	1	2
(2)人権擁護委員（※2）による相談	1	2
(3)市役所や区役所が実施する法律相談	1	2
(4)専門機関（児童福祉センターなど）による相談	1	2
(5)警察による総合相談電話	1	2
(6)弁護士会による法律相談	1	2
(7)NPOなど民間団体による相談（※3）	1	2

解 説

※1 法務局 （地方法務局）	国民の基本的人権を擁護するため、人権侵犯事件の調査・処理、人権相談、人権尊重思想の啓発活動などに関する事務を行っている。
※2 人権擁護委員	人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受け問題解決のお手伝いや救済のための活動を行う。 また、人権の考えを広める活動をしているボランティア。
※3 NPOによる 相談事業	女性や子ども、外国人など、様々な分野で困っている人に対し、NPO法人などの民間団体が相談窓口を開設している（例：「いのちの電話」など）。

問 21 人権侵害に対する相談や救済に関する次の事項について、必要だと思うものに○を付けてください。（○は3つまで）

- 1 相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度・サービスを充実する
- 2 新たな相談・救済体制を整備し、周知する
- 3 人権を侵害した者に対する啓発活動を充実する
- 4 人権を擁護するための法制度を整備し、実効性のある救済を行う
- 5 人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ機会を増やす

あなたご自身のことをお聞きします。該当するものに○を付けてください。

○ 性別を選んでください。

- 1 男性
- 2 女性
- 3 答えたくない
- 4 自由記載（ ）

○ 年齢を選んでください。

- 1 10歳代
- 2 20歳～29歳
- 3 30歳～39歳
- 4 40歳～49歳
- 5 50歳～59歳
- 6 60歳～69歳
- 7 70歳～79歳
- 8 80歳以上

○ 人権に関して、思うこと、伝えたいこと等があれば、ご自由に記入してください。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。
このアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに
11月15日(日)までに郵便ポストにご投函ください。